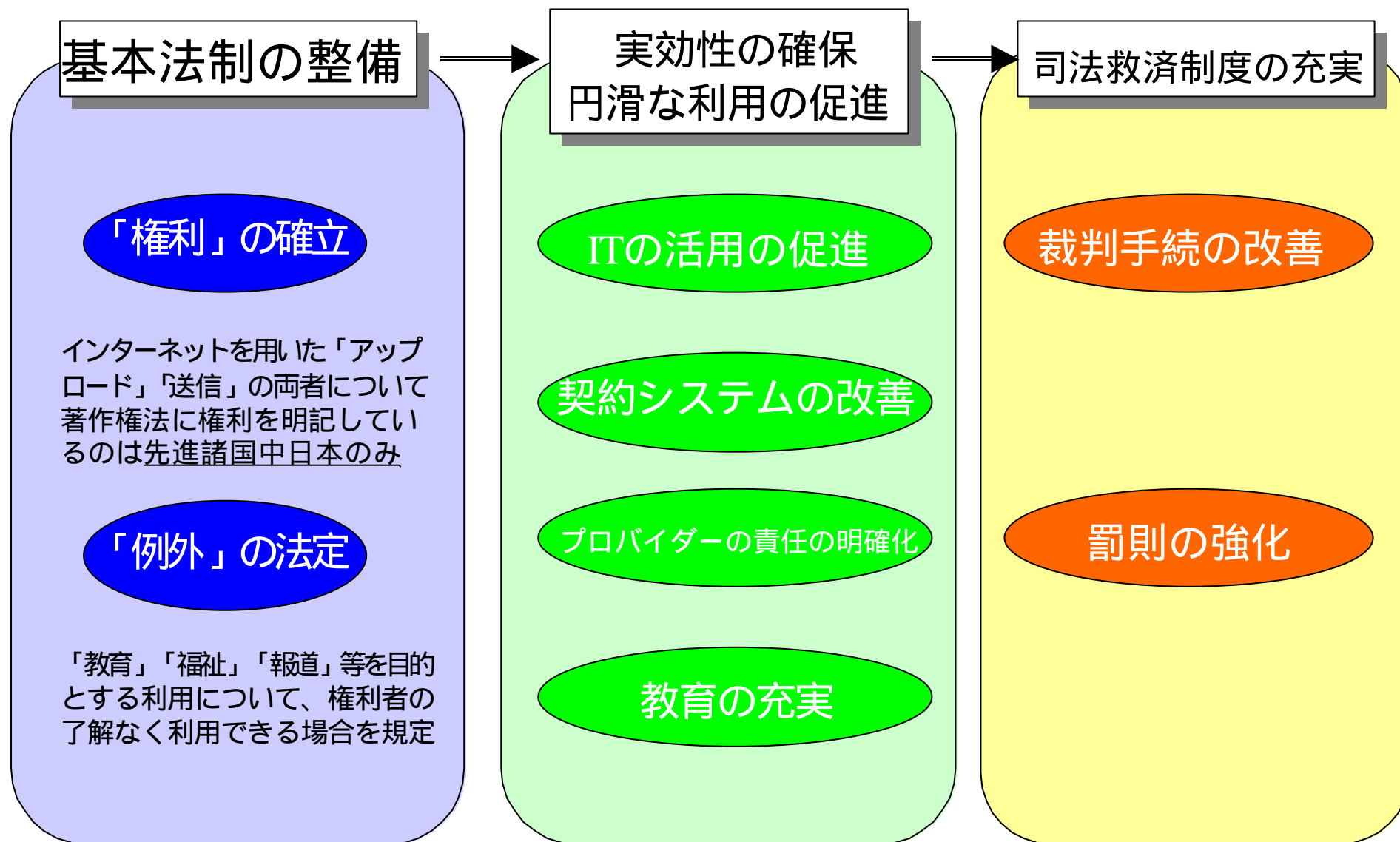


著作権関係施策



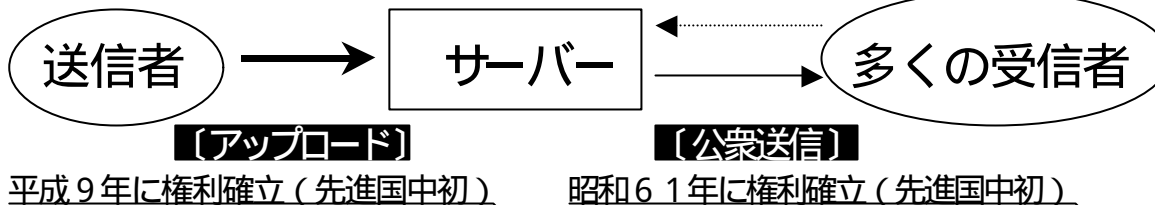
基本法制の整備

「権利」の確立

インターネットを用いた「アップロード」「送信」の両者について著作権法に権利を明記しているのは先進諸国中日本のみ

「例外」の法定

最近の施策



今後の課題

俳優等の「視聴覚的実演」に係る権利の拡大
放送事業者の権利等放送に関する権利の拡大

条約を作るための国際的検討の状況を踏まえつつ、国内法制も審議会で検討中。

最近の施策

平成12年：障害者のための例外規定を拡大。

- ・視覚障害者：インターネット等による「点字データ」の送信
- ・聴覚障害者：インターネット等による放送番組の「字幕」の送信

今後の課題

「学校」「公民館」「図書館」等でのIT活用に関し、例外規定の拡大を審議会で検討中。

実効性の確保 円滑な利用の促進

ITの活用の促進

契約システムの改善

プロバイダーの責任の明確化

教育の充実

最近の施策

平成11年：著作権法の改正により、「コピープロテクション」や「電子透かし」などの回避・改ざん等を禁止。（先進諸国中日本と米国のみ）

今後の課題

関係業界において、新しい技術の開発や標準化を進めることが必要。

最近の施策

平成12年：「著作権等管理事業法」を制定し、著作権処理に関するビジネスについて規制緩和を実施。（平成13年10月施行）

今後の課題

各業界において、「明確な契約」を交わす慣行の確立が必要。

今後の課題

「名誉毀損」や「プライバシー侵害」等の問題とあわせて、総務省を中心に新法を準備中。

- ・他人の権利を侵害する情報の「削除」を求めるための手続の導入
- ・他人の権利を侵害する情報の「発信者」に関する情報を開示する制度の創設

最近の施策

平成14年度から完全実施される「新学習指導要領」により、中学校・高等学校で「情報」に関する内容を必修とし、著作権を含む情報モラルの育成も推進。

小学6年生、中学3年生の全員にマンガによる解説書を毎年配布し、授業で活用。（平成8年。毎年合計約280万部。）

司法救済制度の充実

裁判手続の改善

最近の施策

平成12年：著作権法の改正により、以下の改善を実施。

- ・原告が「損害額」を詳細に計算できない場合に、裁判所が具体的な事情を考慮して「額の認定」を行える制度を導入
- ・著作権侵害の有無の判定にあたり、裁判所が被告に対して「必要なあらゆる文書の提出」を求められる制度を導入。
- ・裁判所が損害額の鑑定を命じた場合に、侵害者が鑑定人に対して事情を説明する義務を付加。

罰則の強化

最近の施策

平成12年：著作権法の改正により、法人が著作権侵害を行った場合の罰金の上限額を引き上げ(300万円 1億円)